

# 市議会用タブレット端末レンタルサービス 仕様書（案）

## 1 サービス名称

市議会用タブレット端末レンタルサービス

## 2 契約期間

令和8年11月1日 ～ 令和13年4月30日

## 3 タブレット端末レンタル期間

令和9年5月1日 ～ 令和13年4月30日（48か月）

## 4 目的

インターネット接続が可能で持ち運びができる端末を利用して浜松市議会の会議を円滑に行うことを目的とする。

## 5 タブレット端末仕様等

|              | 仕様                                                                                                                                                                              |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （1）納入機種      | i P a d A i r M 4 13インチ Wi-Fi + C e l l u l a rモデル<br>ストレージ容量 128GB                                                                                                             |
| 納入の条件        | ・納入する端末は製造元から納入された新品とし、再生品やリビルド品等の納入は認めない（修理又は交換に伴う代替端末の提供は除く）。                                                                                                                 |
| 同等品          | ・同等品の提案は不可とする。                                                                                                                                                                  |
| 仕上げ色         | ・スペースグレイとする。                                                                                                                                                                    |
| （2）台数        | 59 台                                                                                                                                                                            |
| （3）通信サービス    | 5G・4G・LTE通信とする。                                                                                                                                                                 |
| 回線数          | 59 回線                                                                                                                                                                           |
| 通信提供主体       | ・通信はMNO事業者により直接提供されること。<br>・災害時の通信確保に備えて、災害対策拠点を有し、移動無線基地局車両及び非常用電源車両を常備していること。                                                                                                 |
| 通信容量         | ・提供されるモバイルデータ通信量は1台あたり20GB/月以上とし、この範囲では通信速度の制限を受けないこと。                                                                                                                          |
| （4）キitting内容 | ・浜松市が提供するフラップ型保護カバーの装着及び、スタイラスペンのペアリングを完了した状態で納入すること。<br>・管理用ラベルを端末と保護カバー、スタイラスペンにそれぞれ貼付すること。<br>・初期アクティベーションを行うこと。<br>・初期パスコードを設定すること。<br>・デバイス名の設定を行うこと。<br>・電源は切った状態で納入すること。 |

|              |                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市が指定するApple Business アカウントに端末の追加登録を行った上で納品すること。</li> <li>・Apple Business でADE登録後、浜松市がMDM構成プロファイルの適用を行うため、連絡調整を行うこと。</li> </ul>                                     |
| (5) 保守サービス   | 端末レンタル期間中、下記に定める保守サービスが提供されること。                                                                                                                                                                              |
| ヘルプデスク       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時00分から午後5時00分（土日祝除く）において、本市及びエンドユーザーからの問合せに対応すること。</li> </ul>                                                                                                     |
| 端末保証         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意の場合を除く故障、水没や落下など偶発的事故による破損について、使用者の過失の有無を問わず、何度でも無償で修理又は交換すること。また、その場合は速やかに代替端末を提供すること。ただし、紛失・盗難を理由とする交換は6か月に1回までとし、バッテリー劣化を理由とする修理又は交換はレンタル期間中1回までとする。</li> </ul> |
| (6) MDMサービス  | 下記に定めるMDMサービス及び回線数分のライセンスを提供すること。                                                                                                                                                                            |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難・紛失時の遠隔による端末ロック、データ消去、通信サービス中断、位置情報による端末検索ができること。</li> <li>・有害サイトのブロック、アクセス制限ができること。</li> <li>・管理者による端末情報及び通信量の把握ができること。</li> </ul>                                |
| (7) マニュアルの作成 | 下記に定めるマニュアルを作成すること。                                                                                                                                                                                          |
|              | <p>(i) 利用者マニュアル</p> <p>記載に従った操作をすれば、支障なく簡単にタブレット端末の基本操作が行えること。</p> <p>(ii) 管理者マニュアル</p> <p>タブレット端末の基本設定について、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。</p>                                                     |
| (8) 電波改善措置   | (3) 通信サービスで提供される通信サービスが不良の場合、浜松市役所本庁舎の本会議場、全員協議会室、第1から第5委員会室において、ペーパーレス会議システムアプリケーション「Side Books（東京インタープレイ株式会社）」が正常に動作するように、機器の設置や工事等の何らかの措置を講じること。                                                          |

## 6 タブレット端末納入前の調整

- ・契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、本市と事前協議すること。

## 7 タブレット端末の納入・返却

### (1) 納入場所

- ・納入場所は浜松市役所本庁舎7階議会事務局とする。

### (2) 納入期日

- ・令和9年4月15日
- ・全てのタブレット端末のキッティング作業を終了し、納入場所へ納入すること。

- ・申し込みから納入までのスケジュールを提示すること。

※サービス提供者の責によらない事由による納入遅延等により、契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、サービス提供者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

### (3) 返却

- ・レンタルサービス契約満了後、浜松市は、サービスの利用規約に基づく機器の設定初期化などの契約者が実施すべき必要な作業を適切に行い、サービス提供者に返却する。
- ・レンタル期限終了時に納入場所から端末を回収すること。配送料等の費用はサービス提供者の負担とする。

## 8 サービス提供料の発生時期

- ・初期費用について、浜松市は、タブレット端末が納入された日以降直ちに、当該サービスが求める内容に適合しているか検査を行う。サービス提供者は、検査合格後、利用者に初期費用の支払いを請求することができる。
- ・月額費用は、タブレット端末を納入した日の翌月の初日から発生するものとし、月末を利用料の締め日とする。

## 9 提出物

- ・契約締結後、速やかに本契約内容について連絡の取れる担当者及び連絡先を提示すること。
- ・端末納入までに、タブレット端末管理台帳を作成し、管理台帳には1台毎に設定シートを作成し、エクセルファイルで提供すること。
- ・端末納入までに、提供されるサービス（レンタル契約、オプションサービス等）の利用規約・約款を提供すること。